住宅改修支援事業（住宅改修手数料）について

上尾市で介護予防支援、介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）、居宅介護支援を受けていない被保険者が住宅改修をする場合には、住宅改修理由書を作成した介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者に対し、手数料を支払います

◆対象条件

　事前申請の月の**3か月前から翌月**に、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）、居宅介護支援を受けていない被保険者の住宅改修理由書を作成した場合

◆手数料

　1件あたり2,000円（消費税別）

◆提出期限

　住宅改修事前申請書を提出した月の翌月の10日

◆提出書類

①上尾市介護保険住宅改修支援事業手数料請求書（別記様式）

※求書の事業所名・代表者名は、口座名義と一致すること

②住宅改修理由書の写し

◆支払い

事前申請の月の3か月後、対象条件に該当するか給付実績を確認し支払う

◆注意

住宅改修理由書を作成できるのは、指定介護予防支援事業者に属する主任介護支援専門員・社会福祉士・看護師・保健師又は指定居宅介護支援事業者に属する介護支援専門員とする